2　三石地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更

(1)　漁港及び漁場の整備等に関する法律第19条第５項において準用する同法第17条第４項の規定に基づき縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の変更の案

(2)　縦覧の期間　令和８年５月28日から令和８年６月17日まで

(3)　縦覧の場所　水産庁ホームページ
https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_zyoho_bako/tokutei/juuran_gyoko.html

中国地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年五月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十八日

中国地方整備局長　山本　大志

(一)　道路の種類	一般国道
(二)　路線名	二号
(三)　占用を制限する区域	岡山市東区吉井字河原七番１から同市東区一日市字伊領一一九番二まで
(四)　制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
(五)　占用を制限する理由	ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六)　占用の制限の開始の期日	令和八年五月二十八日
(七)　図面縦覧場所	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年五月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十八日

中国地方整備局長　山本　大志

(一)　道路の種類	一般国道
(二)　路線名	五十三号
(三)　占用を制限する区域	津山市昭和町二丁目四七番三から同市昭和町一丁目三一番三まで
(四)　制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(五)　占用を制限する理由	
(六)　占用の制限の開始の期日	令和八年五月二十八日
(七)　図面縦覧場所	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

東北地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路に指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和８年５月28日

東北地方整備局長　西村　拓

道路の種類	一般国道
路線名	４号
区間	岩手県胆沢郡金ケ崎町西根土橋上81番３から同町三ケ尻上小倉沢８番２までの上下線

資　料

令和８年３月中国際収支状況（速報）

財　務　省

（単位：億円、％）

項目	３月	前月	前年同月
貿易・サービス収支	5,728	−168	5,716
（対前年同月比）	(0.2)	(—)	(10.5)
貿易収支	8,305	2,676	6,113
（対前年同月比）	(35.9)	(−67.0)	(16.9)
輸出	108,220	93,722	96,907
（対前年同月比）	(11.7)	(2.8)	(2.1)
輸入	99,915	91,046	90,793
（対前年同月比）	(10.0)	(9.7)	(1.2)
サービス収支	−2,578	−2,845	−398
（対前年同月比）	(548.1)	(−0.4)	(565.1)